

全国初 主権者教育推進を明文化した 議会基本条例を制定!!

寒川町議会は、主権者教育の推進を明文化した議会基本条例を全国で初めて制定しました。昨今、総務省や都道府県議長会などの三議長会は、低投票率問題の解消などを目指し、政治や選挙を身近に感じてもらうことを目的とした主権者教育を推進しています。当町議会においても、町民の政治参加への機運を高めることは、より良い町づくりに欠かせないことから、それらの動きに連動し、本条例の特色として主権者教育推進を明文化しました。

また、町議会では、通年議会の導入など、様々な改革をこれまでも実施してきましたが、この条例は、改革を後戻りさせず確実なものとし、社会経済状況の変化へ迅速に対応するため、継続的に改革を実施していく決意でもあります。

基本条例のポイント

- 主権者教育推進を議会の責務とした。
- これまでの取り組みを後戻りさせず確実なものとする決意表明として位置付けた。
- 主権者教育推進の事業として、8月8日（木）に「寒川町議会 親子探検ツアー」を実施する。（別紙参照）
- さむかわ議会だよりに主権者教育用のコーナーを設置した。



問い合わせ先

議会事務局 次長 亀井真由美 ☎0467(74)1111 内線 340

のぞいてみよう！

「高座」のころ。

高座郡さむかわ



寒川町議会

親子探検ツアー

日時

令和6年

8月8日(木)

10時～12時

議会って、どんなところ？
みんなで議会探検ツアーに出発しよう！

- 対象：町内在住の小学1年生から6年生とその保護者
- 定員：15組(先着順。子ども一人につき保護者一人まで。)
- 内容：議会のしくみを知ろう！
議会の施設を見学しよう！
議会クイズ などなど…
- 参加費：無料
- 申込方法：・インターネット(申込フォーム)による申し込み
・寒川町議会事務局へ申込書を持参
- 申込期間：令和6年7月8日(月)午前8時30分から
令和6年8月2日(金)午後5時15分まで



▲申込はこちら



▲町議会HP

イベントの詳細は、町議会HPをご覧ください。

お問い合わせ先

寒川町議会事務局 総務担当

電話 0467-74-1111 内線 341、342